最高裁判決から見た租税法の解釈適用

はじめに かつての最高裁判決

I

法的安定性を重視する厳格解釈が導かれる 租税法の本質は財産権の「侵害規範

概観していきたいと思います。 されているのかということを、時系列で が、最高裁判決においてどのように判断 そこで、まず租税法における解釈・適用 判決から見た租税法の解釈適用」です。 本日私に与えられたテーマは「最高裁

となります。この問いに対しては伝統的 な実質、法令の趣旨・目的」を重視して に二つの立場があります。 重視されるべき要素は何か」という問い し上げると「租税法の解釈適用において はじめに、何が問題なのかを端的に申 つ目は「対象となる取引等の経済的

解釈すべきである、という考え方。この

性」です。「実質的な公平」といっても うことが、あらかじめ高い確度で予想で 質」ということができます。これは法的 解釈の原則)」を重視する立場です。一つ の法的構成 (実質)、法令の文言 (=「厳格 事態を避けることを重視する立場です。 異ならないものが異なる扱いを受ける 重視する立場です。 きなければならない。そうした考え方を どのような租税負担が生じるのか」とい 安定性、すなわち「この経済取引からは 目の「経済的な実質」に対し「法的な実 いいと思いますが、つまり「実質的には 立場が大事にしているのは「実質的妥当 もう一つの立場が「対象となる取引等

どちらが間違っているということではな この二つの立場は、どちらが正しくて

> らにもそれぞれの理があり、現代の日本 しています。 重視すべきか、という問題だと私は理解 社会における租税法の解釈ではどちらを く、あくまでも価値観の相違です。どち

■とき:平成30年10月19日金

の侵害です。 る」ということ。租税の本質は、 による国民の権利侵害を認める規範であ うにもう少し説明すると、租税法は「国 範」であるという点です。誤解のないよ になるのが、租税法はいわゆる「侵害規 どちらを選ぶかを判断する際にヒント 財産権

決定ができるからです。 測ができてはじめて、経済的行為の意思 という考え方が導かれます。そうした予 あらかじめ分かっていなければならない の租税負担が生じるのか」ということが り「こういう取引をしたら、どのくらい そこから「予測可能性の確保」、つま

そして、租税法が侵害規範であるとい

視した判決を出してきたのでしょうか。

ているのです。 主義の重要な機能の一 法的安定性の重視が、 釈する立場が主張されます。 格解釈」、 うことを重視する立場からは、通常は つまり法令の文言を厳格に解 学説上、 つとして理解され このような 租税法律

昭和から平成半ばまでの最高裁判決で 類推解釈」へのスタンスが異なる

最高裁はこれまで厳格解釈を重

◎佐藤英明(さとう・ひであき)氏

文堂)、『信託と課税』(弘文堂)など。

昭和60年東京大学法学部を卒業後、神戸大学法学部助教授、 同学部教授、同大学大学院法学研究科教授を経て、平成23年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授に就任。国税審議 関税・外国為替等審議会、関税等不服審査会の各委員、地 方財政審議会特別委員。専門は個人所得税、租税法総論。著 『スタンダード所得税法』(弘文堂)、『プレップ租税法』(弘

半ばまで、 おいて同じ。)が入る前の事件です。 行為で政令で定めるものを含む。 の他契約により他人に土地を長期間使用させる の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定そ 法33条1項のカッコ書き(建物又は構築物 ス土地賃貸事件」。これは現行の所得税 きりしたものではありませんでした。 かつての最高裁判決を見ると、実は平成 例えば、 昭和45年の「サンヨウメリヤ 最高裁の立場はそれほどは 以下この条に

3分の2という高額な権利金を土地所有 地権を設定するときに、 更地価 0

> 判断し、 的には、 保は信託と同じようなものだから、 釈して適用しました。要するに、 得はない」ということで、当時存在して でも譲渡担保だから実質的な所有権の りました。一審と控訴審判決は「あくま を課税すべきか、ということが問題に よって土地を取得した者に不動産取得税 下されます。この事件では、譲渡担保に 年に「東京産業信用金庫事件」 ことで実質的に妥当な結論を出すスタン 規定を類推解釈して、 いた「信託に係る非課税規定」を類推解 スだったことが分かります。 格に捉えるのではなく、 結論を出しています。 るものと類推解釈するのが相当」 対価としての性質をもつ」場合があると ついて一般論としては、 ところが、そのわずか3年後の昭 その場合には 所有権の権能の一 譲渡担保でも不動 つまり文言通り厳 「譲渡所得に当た 幅広く解釈する 「経済的、 部を譲渡した 0) という 譲 判 その 実質 和

厳

産取得税は課税されないとしたのです。 ところが最高裁の判決では、「地方税

として課税されるべきかということが

われた事件でした。最高裁はその所得に

動産所得」なのか、それとも

「譲渡所得

者が受け取ったため、それが単なる「不

をひっくり返したのです。 をひっくり返したのです。 をひっくり返したのです。 をひっくり返したのです。 をひっくり返したのです。 をひっくり返したのです。 とすべき旨を定めたものであり、租税 ではないから、譲渡担保による不動産の ではないから、譲渡担保による不動産の ではないから、譲渡担保による不動産の ではない」と類推解釈を認めず、結論

自動車」が入っていました。

さらに時代が過ぎた平成9年の「レーさらに時代が過ぎた平成9年の「レーさられました。この事件は、消費税の導入られました。この事件は、消費税の導入られました。この事件は、消費税の導入

のであることに変わりはなく」という理 しまでもサーキットなどを速く走る はあくまでもサーキットなどを速く走る ために作られており、バックライトなど の道は走れません。最高裁判決も「道路 運送車両法所定の保安基準に適合しない ため、道路を走行することができず」と ため、道路を走行することができず」と ため、道路を走行することができず」と でのことは認めています。ところが、続 とのことは認めています。ところが、続

結論を出したのです。

おそらく最高裁は、価額の高いレーシンのはます一一もちろん物理的には走れますが、ない――もちろん物理的には走れますが、ない――もちろん物理的には走れますが、ない――とういう自動車を「普通乗車に含まれると思いますか。 公道を走れ車に含まれると思いますか。 公道を走れ

方の原則を採り続けてきたわけではなかを導くために「普通乗用自動車」という言葉を広く解釈したのかもしれません。これらの三つの事例からいえるのは、少なくとも昭和から平成半ばまで、租税がなくとも昭和から平成半ばまで、租税がある。

Ⅱ 異なる流れ ――借用概念の解釈

ったということです。

関しては変えないスタンスを貰いた他の法分野に規定された「借用概念」に

ースを指しています。 その一方で、最高裁が昔から一定の立 おが「**借用概念の解釈**」です。借用概念 内容が確立した概念が、租税法令、特に とは、他の法分野で用いられている意味 とは、他を定める際に用いられている です。 です。 です。 で用概念

求する」という意味です。そうすると、解釈」とは「その言葉の自然な意味を追とすべき」という考え方であり、「文理とすべき」というのは「租税法令は文理解釈を原則とは、必能を対した通り、厳格解釈の原則

普通乗用自動車に該当するという

○鈴や金融株式会社事件(昭和35年)
○鈴や金融株式会社事件(昭和35年)
○鈴や金融株式会社事件(昭和35年)
○鈴や金融株式会社事件(昭和35年)
○鈴や金融株式会社事件(昭和35年)
○鈴や金融株式会社事件(昭和35年)

○勧業経済株式会社事件(昭和36年)→商法における「利益配当」

商法における「匿名組合契約

)石油タンク不動産取得税課税事件 和37年)→民法における「不動産」 昭

財産をもらった時は、

日本に贈与税を納

る

いうことは、

日本に住んでおらず、

外国

○事実婚「配偶者控除」訴訟 ○未認知子「扶養控除」訴訟 (平成3年) →民法における「親族 (平成9年

)武富士事件上告審判決 (平成23年) →民法における「住所 →民法における「配偶者

借用概念の原則を堅持した武富士事件 1300億円を徴税できなくても

わない」とされていました。 を受けたときは、贈与税の納税義務を負 本に『住所』 税法では、贈与税の納税義務について「日 件 (平成23年)」があります。 近年の重要な判決として、 のない者が国外財産の贈与 当時の)相続

たときだけ、 ない人は日本とのつながりがありません ければならない。 たものであっても日本に贈与税を納めな りがあるので、 る人(「住所」がある人)は日本とつなが 分かりやすくいうと、日本に住んでい 日本国内にある財産の贈与を受け 贈与税を納めればいい。と 世界中のどこからもらっ 一方、 日本に住んでい

と考えていたわけではありません。続け

ということが争われたのです。 義務を負わないという判断でいいのか、 日本に住所がないのだから贈与税の納税 スキームのもとで贈与を受けた場合でも、 に変えて贈与をした。こうした租税回 わざわざ自分の持っている株を国外財産 こで仕事も与え、2年半が過ぎたときに ではあえて息子を香港に出国させて、そ める理由がないということです。 それは確かに筋が通っているのですが、 避

所とは、 の深い には住所はなかった」という判断を下 べきもの」と判示し、結論として「日 る実体を具備しているか否かにより決す であるか否かは、 ものであり、 う大金です。そして最終的に最高裁は「住 億円ですから、 1157億円、 る義務はないとしたのです。 ちなみに争われた金額は、 もちろん最高裁は、 つまり、 般的生活、 (中略) 1300億円の贈与税を納 合計1300億円超とい 無申告加算税が約173 その者の生活に最も関係 定の場所がある者の住所 客観的に生活の本拠た 全生活の中心を指 それが妥当な結論 本税が 7 約

> はできないとい 葉を民法とは異なる内容で解釈すること 税法が民法上の「住所」という言葉を使 論としては確かにおかしいけれども、 る帰結であるといわざるを得ず」と、 の解釈適用の問題となることから導かれ るため、 て一このことは、 って課税要件を決めている以上、 『住所』を用いて課税要件を定めて 本件の争点が上記 法が民法上の概 住 所 その言 租

ことになったと 円の税収を失う 国が1300億 であり、 のは極めて強固 える借用概念論 下したのです。 う苦渋の結論を の立場というも に、最高裁が考 それほどまで たとえ

とができるでし なければならな しても、 いと理解するこ の判断に固執し なおこ



Ⅲ 現在の最高裁判決 ――租税法律主義との関係

「言葉の自然な解釈」を重視平成20年代は「結果の妥当性」より

(平成22年)でした。 (平成22年)でした。 (平成22年)でした。 (平成22年)でしたが、その転機となったのは、武事件上告審判決の後、強固な流れを形成事件上告審判決の後、強固な流れを形成事件上告審判決の後、強固な流れを形成事件上告審判決の後、強固な流れを形成。

日に報酬を払う場合、 この「計算期間の日数」という文言でした。 額と定められています。 計算した金額」を支払額から控除した残 当該支払金額の計算期間の日数を乗じて 回に支払われる金額」につき「五千円に 税法施行令322条で「同一人に対し1 源泉徴収の計算基礎となる金額は、 用を受けることになります。そのときの の適用はありませんが、204条の一般 んの報酬については、所得税法183条 主としてクラブで働いているホステスさ 特定の店の従業員ではなく、 料金の報酬の源泉徴収の規定の適 毎月1日から15日で締めて17 計算期間は15日と 争われたのは、 個人事業 所得

> ちのの円でしょうか。 毎日は営業していない店もありますよね。 毎日は営業していない店もありますよね。 金額は実際に働いた10日×5000円の 5万円でしょうか、それとも働かない日を 含めた 15日×5000円の

必要経費は生じませんから、 と判断されました。つまり、 となった期間の日数を指す」として、働 額の計算期間の日数』とは、『同一人に 基礎控除方式の趣旨に合致する」とした 費に近似する額を控除することが、ホス 分だけを控除するということで、筋は通 います。 るにもお金がかかりますし、化粧品も使 にだけ発生する。例えば、髪をセットす は必要経費の概算であり、 いた10日だけが「計算期間」に含まれる 対し1回に支払われる金額』の計算要素 上で、「施行令322条の『当該支払金 テス報酬にかかる源泉徴収制度における 原審では、「可能な限り実際の必要経 しかし働かない日にはそうした それは働く日 働いた日数 控除の主旨

っています。

とは、 訴審判決を破棄しました。 とおり、文言上困難である」として、控 原審のような解釈を採ることは、 の文言を離れて解釈すべきものではなく 連続性を持った概念であると解するのが 間』も、当該支払金額の計算の基礎とな 322条にいう『当該支払金額の計算期 概念であると解されているから、 自然であり」、「租税法規はみだりに規定 った期間の初日から末日までという時的 的隔たりといった、時的連続性を持った ところが最高裁は、「一般に、 ある時点から他の時点までの 施行令 期 上記の 間

平日は毎日別のクラブで働いたとします。 を支払金額 ブAの店主は5000円×30日の15万円 計算期間に含まれるわけですから、 裁の判断によれば、 だけですから、月4回か5回です。 報酬の締め日を月1回とすると、クラブ ブA、火曜日はクラブBというように、 ステスさんがいたとして、月曜日はクラ 五つのクラブと契約する超売れっ子のホ 態が生じる可能性があります。例えば、 Aにこのホステスさんがくるのは月曜日 しかし、この解釈を採ると不自然な事 (4、5日分) 1カ月30日の全部が から控除した クラ

これは明らかに控除の趣旨とは違いま5万円、1カ月あたり合計75万円の控除で受けられるということになります。ずB以下も同様なので、5店それぞれでブB以下も同様なので、5店それぞれで

成23年の武富士事件の判決によって、 くとも平成22年のホステス報酬事件と平 重視するこうした最高裁の態度は、 妥当性」よりも「言葉の自然な解釈 意味を重視した判決なのです。「結果の 規定の文言の日本語としての「自然! いと思います。 「期間」という日本語は他に解釈しよう [な流れとなったと申し上げて間違いな 仮にそうした事態が生じたとしても、 というのが最高裁の立場であり、 それは最高裁も百も承知です 少な な 強 を

「溜池跡地固定資産税事件」厳格解釈と租税法律主義を結びつけた

律主義との関係については一切触れていものではなく」と述べましたが、租税法ステス報酬事件で最高裁は「租税法規はステス報酬事件で最高裁は「租税法規はこのように、現在の最高裁は文言の厳

のでしょうか。 厳格解釈の原則の関係をどう考えているません。では最高裁は、租税法律主義と

れた事件です。 最高裁の考えがおぼろげに見えてきたれた事件です。

同日前に消滅しているとき(中略)は、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充台帳若しくは家屋補充課税台帳にをいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている者をして登記又は登録されている個人が賦課期で登記又は登録されている個人が賦課期で登記又は登録されているとき、若しくは所有者として登記又は登録されているとき、

有している者」とはどういう場合かとい 有している者をいう」という規定です。 でいる場合には課税できませんので、そ でいる場合には課税できませんので、そ の場合には「土地又は家屋を現に所有し でいる者」に課税しますよ、というのが の場合には「土地又は家屋を現に所有し の場合には「土地又は家屋を現に所有し

引息にいいこれは関していることが問題となりました。

だったのです。 その土地を売ることもできるという状 る要綱に基づいて自治会等が行っていて、 そのことが台帳の記録で分かりました。 るに売ったのですが はその土地の管理はどうしていたの 在は埋め立てて宅地等になっています。 は分からないけれども、 つまり、その土地が誰のものかはすぐに 実際にその決議に基づいて処分-分できるという要綱を作っていました。 る地域の自治会や町会の決議によって処 いうと、市が台帳を作り、 い昔の地縁団体の名義になっている。 一応登記はあるのですが、今は存在しな 問題となった土地は溜池の跡地 ―された例もあり 管理は市が定め 跡地が存在す で、 -要す かと 現

土地の所有者は必ず税金を納めないという自治会や町会が「土地を現に所有しいう自治会や町会が「土地を現に所有しいう自治会や町会が「土地を現に所有しいる者」に該当する、従って自治会等に納税義務があると判断しました。

Ç

課税

ここで大阪高裁が重視したのは、

税義務を肯定しました。

の判断を覆したのです。 ところが最高裁では、租税法律主義に 租税法規はみだりに規定の文言を離れて 租税法規はみだりに規定の文言を離れて ところが最高裁では、租税法律主義に

課徴収をすることができない場合が生じ 悪徴収をすることができない場合が生じ は半立、 でられていましたが、今回はその前に「租 税法律主義の原則に照らすと」と、最高 裁自身が「厳格解釈」を憲法上の原則で ある「租税法律主義」と結び付けている ことが分かります。さらに見ていくと「一 ことが分かります。さらに見ていくと「一 ことが分かります。さらに見ていくと「一 は得ない特殊な事情があるためにその賦

> 観の違いを明確に示しています。 義の要請である」と、大阪高裁との価値 ないことの方が大事。それは租税法律主 ないことの方が大事。それは租税法律主

言葉の成熟度で決まる」という仮説「規定の趣旨を参照するかどうかは

地方税法(平成16年法律第17号による改正前のもの)700条の3及び東京都都税前のもの)700条の3及び東京都都税の2は、所定の炭化水素油の販売等を軽急り、所定の炭化水素油の販売等を軽されり取税の課税の対象としています。もともと軽油引取税は、軽油を使ったディともと軽油引取税は、軽油を使ったディーゼルカーなどが道路を走ると道路が傷むので、補修費用を受益者であるドライバーに負担させるのが趣旨です。

の物との混合物」に当てはまるのか。が、その成分には、炭化水素が33・7%が、その成分には、炭化水素が33・7%が、その成分には、炭化水素が33・7%が、その成分には、炭化水素が30・7%が、その成分には、炭化水素が30・7%が、その成分には、炭化水素が30・7%が、その成分には、炭化水素が20・20です。

炭化水素が全体の3分の1しかないものが「炭化水素とその他の物との混合物」と言えるのかについて、最高裁は「本件各規定にいう『炭化水素とその他の物質との混合物』とは、炭化水素を主成分とする混合物に限らず、広く炭化水素とその他の物質とを混合した物質を記念と、これらが「各規定にいう『炭化水素とその他の物質とを混合した物質をいうものと解するのが相当である」、したがってと解するのが相当である」、したがってと解するのが相当である」、したがってと解するのが相当である」、したがってと解するのが相当である」、したがってとは明らかである」と結論づけました。

えたこの判決をどのように判断すればい厳格解釈を採らず、規定の趣旨を踏ま

車は走ります。法律上「軽油」の定義に

は当たらないけれども車を走らせること

得るとしても変わるものではない」、

していた可能性があると考えました。立ち入らない場合との違いは何か、判例の形成途上の判決と考えるべきなのか。私は次のような仮説を立て、最高裁は平成18年の段階で、すでに平成22年のホステス報酬事件のような厳格解釈を志向していた可能性があると考えました。

の程度熟しているか」によって決まるとなる規定の文言が日本語として「ど定義規定の文言ではなく、解釈の対象■仮説1:規定の趣旨の参照の要否は、

と呼べないのではないでしょうか。 これは「米とその他の物との混合物」 0 できあがった熟した日本語であり、 り「まぜごはん」は、 あ んの一口分だけご飯を乗せたとします。 ある」と定義してみます。そこで、丼い はんとは、米とその他の物との混合物で が浮かびますよね。では、 ひじきの煮物やニンジンなどをお米に混 ぱいに入れたひじきの煮物の上に、 (るかもしれませんが、「まぜごはん」 例 パえば 味付けをして炊いた、 「まぜごはん」という言葉から すでにイメージが あのイメージ 仮に「まぜご つま で ほ

この考え方でいくと「炭化水素油」はどうでしょうか。この言葉を聞いて「あ、あのことね」とすぐにイメージできる方はほとんどいないと思います。つまり「炭はほとんどいない。その場合は、法令の趣旨を読みにいって、その関係で妥当性を判断する他ありません。なぜなら、その言葉だけでは「自然」なイメージが分からないわけですから。

一方、ホステス報酬事件の「期間」という言葉や武富士事件の「住所」という言葉、これらは誰もがイメージできる日言葉、これらは誰もがイメージできる日言葉、これらは誰もがイメージできる日意業、これらは誰もがイメージできる日意業、これらは誰もがイメージできる日までのように考えれば、ホステス報酬事件の「期間」として熟います。

ほぼすべての最高裁判決が説明できる「法律家にとっての自然な理解」なら

という言葉。普通の日本人ならすぐにイ単純ではありません。例えば「配偶者」論で押していけるかというと、それほどしかし、何もかもこの「自然な意味」

場合は言葉通りに解するのが自然です。

が ら法律家にとって「現に所有している者 か」という議論はしていません。 の点について「民法ではどうなっている 有権」という言葉を使っていますが、 帰属していたことが必要である」と「所 おいて当該土地の所有権が当該者に現に 定資産税事件」では、「上 ります。例えば、先ほどの「溜池跡地 ざわざ借用概念に言及する必要がなくな らえると説明がつく判決も多いのです。 ては「配偶者」とは民法における配偶者 ているように思われます。 浮かべる主体として「法律家」を想定し 的には日本語としての自然な意味を思 はその人も配偶者と言うかもしれません。 ていない男女がいた場合、 然の生活をしていて、 メージがわくと思いますが、 るという理解は当たり前だからです。 つまり法律家にとっての自然な意味とと さらに、 そこにはもう一つの留保があり、 「所有権が現に帰属している者」であ 法律家を想定することで、 実は婚姻届を出し 普 記賦課期 法律家にとっ では 通の日本人 夫婦 育に わ

私はもう一つの仮説を立てました。一般の日本人とは少し違います。そこで、明らかに法律家の理解であり、いわゆるっまり、ここで前提とされているのは

■仮説2:租税法令の文言の解釈は、■仮説2:租税法令の文言の解釈は、

日本語についての健全な言語感覚を持っているという前提ですから、日本語として成熟した言葉はその自然な意味の通りに考えます。そして法律用語、例えば借用概念や「所有権」という言葉なら、法律家にとっての自然な意味にとらえる。

ある、ということです。

まちろんあくまでも仮説であり、最高裁が意識的にこうした立場を採っているとと言っているわけではありません。最高裁が意識的にこうした立場を採っている。

「司法権の謙抑性」がある判断の背景には立法府の意思を尊重する

回避行為を見逃し、あるいはホステス報でしょうか。なぜ1300億円もの租税最高裁はなぜその立場を重視しているのさて、仮に私の仮説が正しいとして、

判決」(昭和6年)でも、

すでに次の通り

疑問に思う方がいるかもしれません。酬事件のような不自然な結論を出すのか、

私は最初に、学説では「厳格解釈は、和税法律主義の下での予測可能性の確保和税法律主義の下での予測可能性の確保の要請に応えるものと理解されている」と申しました。確かに最高裁の考え方は、と申しました。確かに最高裁の考え方は、と申しました。確かに最高裁の考え方は、と申しました。確かに最高裁が出たとしても、なお予測可能性が観点から支持しても、なお予測可能性がは重視しているしたもであると考えることができます。しかし改めて考えてみると、最高裁はしていると、最高裁がこうした結論を出した時の利決文にヒントがあります。

事件判決で引用された「大嶋訴訟上告審 事件判決で引用された「大嶋訴訟上告審 事件判決で引用された「大嶋訴訟上告審 事件判決で引用された「大嶋訴訟上告審 正のスタンスは、溜池跡地固定資産税 このスタンスは、溜池跡地固定資産税 このスタンスは、溜池跡地固定資産税

示されています。

重せざるを得ない」。 判所は、 技術的な判断にゆだねるほかはなく、 確な資料を基礎とする立法府の政策的、 民所得、 立については、 必要とする」。したがって「租税法の定 有しており(中略)、総合的な政策判断を の適正配分、景気の調整等の諸機能をも 本来の機能に加え、所得の再分配、 では、国家の財政需要を充足するという ろにゆだねている(中略)。 法律で明確に定めることが必要であるが ることをせず、これを法律の定めるとこ 憲法自体は、その内容について特に定め 「課税要件及び租税の賦課徴収の手続は 基本的にはその裁量的判断を尊 国民生活等の実態についての正 国家財政、 社会経 租税は、

重すべきだ。結論が不当だからといって、 る国会であり、どのような法律を作るべ きかは国会の政策的な判断にゆだねる他 はなく裁判所は口を出せないということ です。私は、これは**司法権の謙抑性**、す なわち立法府と裁判所との権限分配に対 して、大きな配慮がなされた結果である と考えています。法律を作るのはあくま でも国会であり、裁判所はその法律を尊

私の見方です。

法府の意思を尊重しますという態度です。 出すということはしない、あくまでも立 裁判所が勝手に解釈をして妥当な結論を そして「立法府の意思」はどこにある

あるのなら、 です。その定義規定がないことで問題が ある」という定義規定を作ればいいわけ ないならば「ここでいう○○とは××で の通りに理解する。もし自然な日本語で の規定が普通の日本語として自然ならそ かというと、それが租税法規であり、 例えば 「期間」という自然

というのが、平成 であるというのが 裁判所のスタンス 20年代からの最高 すべきではない。 えるということは によって結論を変 判所が勝手に解釈 すべきであり、 立法府が手直しを るならば、それは っていて問題があ な意味の言葉を使 判断を尊重する このように国会

おわりに 筋縄ではいかない最高裁判決

IV

二つの「仮説」の有効性には限界も 実務家として最新判例を常に留意すべき

もあります。 とらえることができるのか、という問題 例えば、本日触れなかった重要な領域と 領域に関する最高裁の判断も同じように して「租税回避への対処」があり、この で説明できるというわけではありません。 最高裁におけるすべての判断が私の仮説 ここまで説明してきましたけれども、

照して判決を出していますが、これは「仮 事件」(平成27年)では、 ん。 をしたと言い切れるかという点について に引っ掛かる言葉だからそのような解釈 説2」にしたがって、法律家のアンテナ 年)や「個人住民税所得割除斥期間特例 また「ゴルフ会員権贈与事件」(平成17 さすがに留保をしなければなりませ 法律の趣旨を参

そして「法律家にとって自然な理解がで きるか」という二つの観点で説明するこ 「規定の文言が熟した日本語であるか」、 つまり、 確かに最高裁の判決の多くは、

> います。 ことも、改めてご留意いただきたいと思 ての判決が説明できるわけではない、一 とができますけれども、それだけですべ つの仮説の有効性には限界があるという

です。 時には「いつの判例であるか」というこ 明示的な区切りなしに内容が変わってい 同時に昭和時代からの最高裁の判例が、 性になっているということ。このことは 成の終盤頃から厳格解釈を重視する方向 とを常に意識する必要があるということ ったということであり、 重要なことは、 判例の傾向として、 判例を読み解く

ます。 申し上げ、 さまにとっても重要であるということを 最新の最高裁判例の動向について継続的 わるかもしれません。そういう意味で、 在までに明らかになっている判例に基づ に観察していくことは、 いたものであり、ひょっとしたらまた変 本日ご説明したことは、あくまでも現 私の話を終わらせていただき 実務家である皆

(構成/ TKC出版 村井剛大